

東海旅客鉄道株式会社 I Cカード乗車券運送約款の一部改正（エリアをまたがる T O I C A 定期券の発売等に伴う改正）

現行		改正	
(前略)		(前略)	
(用語の意義)		(用語の意義)	
第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。		第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。	
(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。		(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。	
(中略)		(中略)	
(14) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）をいいます。		(14) 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線） <u>及び山陽本線（新幹線）</u> をいいます。	
(15) 「新幹線停車駅」とは、 <u>東海道本線（新幹線）</u> の特別急行列車の停車駅をいいます。		(15) 「新幹線停車駅」とは、新幹線の特別急行列車の停車駅をいいます。	
(以下略)		(以下略)	
別表第5（第44条）T O I C A乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）T O I C A乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）神奈川県中央交通西株式会社、川崎市交通局、（中略）京王電鉄バス株式会社、 <u>京王バス東株式会社</u> 、 <u>京王バス南株式会社</u> 、 <u>京王バス中央株式会社</u> 、京王バス小金井株式会社、（中略）日東交通株式会社、 <u>館山日東バス株式会社</u> 、 <u>鴨川日東バス株式会社</u> 、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、日立自動車交通株式会社、富士急行株式会社（中略）ジェイアールバス東北株式会社、 <u>岩手県交通株式会社</u> 、蒲原鉄道株式会社、名古屋市交通局、（中略）和歌山バス那賀株式会社、広島電鉄株式会社（中略）廿日市交通株式会社、西日本鉄道株式会社、（中略）させぼバス株式会社、九州産交バス株式会社、（以下略）	バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）神奈川県中央交通西株式会社、 <u>神奈中観光株式会社</u> 、 <u>神奈中タクシー株式会社</u> 、川崎市交通局、（中略）京王電鉄バス株式会社、 <u>京王バス株式会社</u> 、京王バス小金井株式会社、（中略）日東交通株式会社、箱根登山バス株式会社、小田急箱根高速バス株式会社、 <u>株式会社東海バス</u> 、日立自動車交通株式会社、富士急 <u>モビリティ</u> 株式会社（中略）ジェイアールバス東北株式会社、蒲原鉄道株式会社、 <u>岩手県交通株式会社</u> 、 <u>関東自動車株式会社</u> 、名古屋市交通局、（中略）和歌山バス那賀株式会社、 <u>山陽バス株式会社</u> 、広島電鉄株式会社（中略）廿日市交通株式会社、 <u>ひろでんモビリティサービス株式会社</u> 、 <u>近江鉄道株式会社</u> 、 <u>湖国バス株式会社</u> 、 <u>松江市交通局</u> 、 <u>一畑バス株式会社</u> 、西日本鉄道株式会社、（中略）させぼバス株式会社、 <u>サンデ</u> <u>ン交通株式会社</u> 、九州産交バス株式会社、（以下略）

## 附則

この通達は、令和3年3月13日から適用する。ただし、別表5に係る改正のうち、京王バス東株式会社、京王バス南株式会社、京王バス中央株式会社、館山日東バス株式会社、鴨川日東バス株式会社、神奈中観光株式会社、京王バス株式会社及び富士急モビリティ株式会社に係る改正は令和2年10月1日から、神奈中タクシー株式会社及び株式会社東海バスに係る改正は令和3年1月18日から、ひろでんモビリティサービス株式会社、近江鉄道株式会社及び湖国バス株式会社に係る改正は令和3年1月26日から、サンデン交通株式会社に係る改正は令和3年2月1日から、山陽バス株式会社に係る改正は令和3年3月16日から、関東自動車株式会社に係る改正は令和3年3月21日から、岩手県交通株式会社に係る改正は令和3年3月27日から、松江市交通局、一畑バス株式会社に係る改正は令和3年5月29日からそれぞれ適用する。